

議会改革推進特別委員会（第14回）

日 時 平成24年5月24日（木） 午後1時30分～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について

- 前回検討結果表

3 検討項目の協議について

- B - 6 文書質問
- 追加検討項目
- C - 2 定数・報酬

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第 1 3 回（H24.4.23開催） 検討結果表

B - 6	文書質問制度の導入	酒井15
H23.12.26	意見等	○ 公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。 ○ 文書による質問が効果的な場合もある。 ○ 公式な質問として、記録の整理が課題 ○ 答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要 ○ 議会は言論で運営されることが基本
	結果	具体的な手続き等も含め引き続き検討 検討継続
H24.1.18	意見等	○ 運用次第で本会議での一般質問の充実に資する。 ○ 議員の選択肢が増える。 ○ 理事者の事務負担増を懸念 ○ 本会議の一般質問と同様様々な整理が必要
	結果	制度について理解を深め引き続き検討 検討継続
H24.4.23	意見等	○ 議会の活動は言論が基本。それを踏まえた上での運用を。 ○ 一般質問の延長として捉え、議員個人が行う文書質問が望ましい。 ○ 議会全体の意思として行う質問では重みが増しすぎ、本会議での一般質問の重要性を上回る可能性がある。 ○ 文書質問の個別項目のために議会の意思を統一することが困難、手続きが煩雑 ○ 質問内容は議長において整理 ○ 閉会中に回数制限等を設け実施 ○ 質問及び回答内容は全議員で共有するとともに公開
	結果	実施する方向で検討する。運用の詳細は引き続き検討する。 検討継続

B - 7	委員会でのインターネット中継の導入		改革3 井上5 酒井10
H24.1.18	意見等	○ 委員会は議案や請願の審査等、議会内で最も重要な議論の場であり、公開を望む市民の期待も推測する。 ○ 委員長における議事進行整理の重要度が高まる。 ○ 柔軟な運営をもとにした自由な議論の展開が委員会の利点、しかし、そのことによるデメリットの認識も必要。 ○ 録画中継 or 生中継 ○ 他市の例から低い経費での運用は可能 ○ 一定程度の機器の整備は必要 ○ 本委員会での試行	
	結果	引き続き検討	検討継続
H24.4.23	意見等	○ 中継のみで市民の関心を高めることは困難。まず委員会の議論を分かりやすくし、議会だより等での広報を充実、その後に一次情報としての中継にアクセスするような仕組みの整備が必要。 ○ 市民ニーズの把握を。その他の広報手段も検討すべき。 ○ 委員会での議論は重要。可能な部分から実施を。 ○ 議会は公開であり、本会議も公開している。委員会も同様である。 ○ 現在の委員会での柔軟な運用や自由な発言について、誤解を生む可能性も若干感じるが、議員間で合意できれば実施を。 ○ 発言回数等により議員間で差が生じるが理解して実施を。 ○ 不注意等で個人情報等を発言する可能性もあり、それらの対策も必要。 ○ 予算措置等も含めて検討が必要。	
	結果	委員会を配信する。平成25年度予算への要求を基本に可能な部分から実施する。	決定

B - 8	議会twitterアカウントの開設		酒井20
H24.4.23	意見等	○ 会議や報告会の日程の広報等として活用 ○ 日程以外に発信内容を拡大する場合は議会としての意思確認が必要	
	結果	日程等の情報を事務局から発信する。	決定

B - 9	本会議場・委員会室の市民開放		酒井23
H24.4.23	結果	提案取り下げ	—

B - 1 0	会議規則の見直し		酒井5
H24.4.23	意見等	○現在具体的に対処すべき事項がない状況であり提案を取り下げる。	
	結果	提案取り下げ	—

B - 1 1	特別委員会での行政視察の実施		緑風5
H24.4.23	意見等	○委員会に拘らず必要に応じて視察できる体制を。 ○予算積算上使途が不明確な根拠は難しい。現在でも常任委員会視察予算の執行残は特別委員会の視察等に充用している。 ○現在の常任委員会での視察を充実すべき。	
	結果	現在のとおりとする。	決定

B - 1 2	議会改革に市民意見・専門家の意見を取り入れる		酒井1
H24.4.23	意見等	○参考人制度等が整備されており提案を取り下げる。	
	結果	提案取り下げ	—

B - 1 3	議会事務局の体制強化・独立性確保		改革1 酒井13
H24.4.23	意見等	○今後事務局の負担は増加する。まず広報担当者の増員が必要 ○事務局職員数も市全体の職員数適正化と整合を図ってきた。 ○事務局定数条例との整合	
	結果	人員体制は議長において対応願う。	決定

C - 1	自治基本条例の制定		井上6 酒井3
H24.4.23	意見等	○議会報告会で市民から意見があり、市民参加につながるものと考えたが、条例の認識に誤りがあった。提案を取り下げる。	
	結果	提案取り下げ	—

○ B - 6（文書質問）の運用案

目 的：議会での議論に資するため、一定の事実関係を明確にするため行う。
基本的な考えは「議員個人が行う一般質問を文書で行う」

根 拠：基本条例に根拠規定を設ける。詳細は運用基準等を作成し整理。

質 問 者：一般質問と同じ

（議長、副議長、監査委員除く全議員）

実施期間：閉会中のみ

（閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間）

回 数：各閉会期間中、1議員1回、○項目（一般質問通告書の質問事項単位）までと制限

質問対象：一般質問と同じ範囲

（回答に困難を要すると思われる事項は許可しない）

方 法：一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。

議長が質問の適否を判断し、適当と認めたものを市長に送付。

回答期限：2週間

（内容により延長可能、議長が判断する）

記 録：原本は会議録等と同様に保管（事務局で対応）

公開方法：写しを議会図書室、HP及び情報コーナーで公開

そ の 他：1 運用基準等に定めるもの以外、基本的に議長の裁量で決定できることとする。

（本会議の一般質問における議長の議事整理権と同等）

2 質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。

（課題の共有化、一般質問ならば本会議場で全議員が内容を把握できることから）

参 考：議長において質問を認めない可能性があるもの

1 全市道の交通量と危険個所を調査し危険度の順位

2 第4次総計前期基本計画で中学校給食を実施しないとした理由

第14回提出 追加検討項目一覧表

新項目の検討にあたっての注意事項

- (1) 目的の明確化 (なんのためにやらなくてはならないか、はっきりと)
- (2) 適切な現状認識 (提案の前提である、現状把握は正しいか)
- (3) 的確な方法選択 (目的を達成するための合理的な方法か、予算、法令、その他の規定と整合ははかれているか)

番号	会派委員	検討項目	検討理由
1	酒井1	議会広報戦略の策定	(1) 目的：議会の存在と意義を伝えるため (2) 現状：議会報告会や議会だより、議会ホームページは議会の活動の「お知らせ」が主な内容となっており、十分な戦略に基づいてなされているものではない。目的は自己主張？情報開示・・・？ 議会・議員の仕事やその意義が理解されていないままに、市民の間から議員定数・報酬削減を求める声があがることは民主主義にとって憂慮すべき事態である。 (3) 方法選択：そもそも戦略がないこと自体が問題。
2	酒井2	会議のファシリテーションおよび議論の技術向上を目的とした研修の導入	(1) 目的：議論の質の向上 (2) 現状：理事者の説明を聞いたり、委員間で議論をしたりする際も前提となる法令や制度について、情報を共有しないまま会議に臨んでいる場合があることを始めとして多くの問題点が存在する。 会議に臨む際のアジェンダの確認、会議を閉じる際の決定事項や次回までに準備しておくべきことの確認、多様な意見を出しやすい会議の在り方を工夫することや、目的に合わせた会議スタイルの適用など検討すべき。 (3) 方法選択：各自で技術向上を図るより、研修等で共通した内容を学ぶことで実際の会議に成果が円滑に反映される。
3	酒井3	議会ICT化の推進・計画の策定	(1) 目的：議論に必要な調査の効率化・事務の省力化・開かれた議会の実現 (2) 現状： 膨大な資料の管理が困難。冊子を横断的に調査したい場合も検索性が低い。会議の事前資料をレターボックスに入れておいても当日まで見られないこともある。 → 行政計画書や議案書、会議のレジュメ、通知等を電子化 議会報告会での意見交換のほかは、議会の情報発信は双方向性がなく、広聴機能が弱い 議論の際の情報共有のための事例提示やプレゼンテーションは紙ベースあるいは口頭のみで行われることも多く分かりにくい (3) 直ちに出来ることには取りかかれればよいが、検討すべき事項が多岐にわたるため計画が必要である。
4	吉田1	会議に持ち込むPC等（携帯端末を含む）のネット接続を許可	時代に合わせて

番号	会派委員	検討項目	検討理由
5	西口1		亀岡市議会基本条例改正案について ・第7章、議員の政治倫理及び待遇等 ・第19条、議員は市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。 ・第3項に審査会の請求について、議員に係る不祥事、議会の信頼失墜等に係る行為については、議員に係る問題については、全員協議会において、議員定数の3分の2以上の賛同を得て、審査会の請求ができ審査することができる。審査会の構成は議員によるものとする。を付加する。施行は承認された翌日から。
6	西口2		陳情、要望について、聞き置く程度の現状を改め、議員間自由含め活発に論議審議し、重要案件については請願同等の扱いとして採択不採択の議決をして、意見書提出まで可とする。
7	西口3		議会報告会は、現行、定例会後3会場、年間4回、計12回開催しているが、現行を改め、1年に一度は各町の地域に向いて開催できるように、定例会後6会場（3会場ずつ2日間）年間24会場として市民への公開度を高める。
8	藤本1	議選の監査委員の任期の見直し	現在、議選の監査委員の任期が申し合わせにより、1年となっているが、実質的な効果を考えると、任期2年としてはどうか。
9	藤本2	理事者と議員の飲食を伴うこん親会は、廃止。	二元代表制の意味からも、理事者と議員の飲食を伴うこん親会は極力持たない。市民からも行政と議会のゆ着と誤解を招く可能性がある。
10	藤本3	本会議に、代表監査の出席を求め、監査の席を設けるべき。	視察（産業建設常任委員会）で行った長野県安曇野市の議会でも、議場に監査員（代表）の席を設け、監査報告を受けている。又、監査員への質問もある。（多くの市でも、そのようにしている。）
11	藤本4	パソコン、ツイッターにおける規制強化	議員には、市民への情報公開・説明と共に、議員としての守秘義務も荷せられている。公開前の情報（立場によって知り得た情報）を勝手に流した場合、罰則も明確にし、倫理条例、基本条例に明示すべき。

議員定数見直し案

委員名 酒井安紀子

定数案	検討すべき段階でない
論拠	議会は議事機関 ↓ 有効な議論に必要なものは ・正しい人選 ・会議の準備：議論の前提となる情報の共有 etc. ・論理的に意見を述べ結論を出すこと ○正しい人選について 多様な意見を反映させるために多様な議員が必要であり、その多様性を確保するには相当の人数が必要であると考えられるか？ それぞれの意見のみを代表する者としての議員は成り立たない。テーマによって、また持っている情報の質と量によっても意見の相違が生じることと、意見の相違の中でも市民全体の福祉向上を考えることが議員の仕事であるからである。 よって、多様性の確保のために多数の人数を確保する必要はない。 地域民主主義の実現のためには、多様な民意を吸収し政策立案に反映させられる能力があればよい。 ただし、自治体の事務は広範囲にわたるため、議員はそれぞれに専門分野をもって、その分野における議会の議論をデザインすることで、執行部と対抗していくことが可能となる。 地域民主主義の実現のために多様な民意を吸収し政策立案に反映させられる能力があるか、またはその能力を身につける意欲があること。それに加えて何らかの専門分野を持っていることが、人選の際の基準になると考える。 しかしながら、議会はどうあるべきか、そしてその具体化のためにどのような基準で人選をすべきかということについて、議会と市民とで共通認識を持つことができない限り、定数報酬の議論が実を結ぶことはない。見直し案の論拠とした議会像、議員像と実際の人選に乖離があれば見直しは無意味だったことになる。無意味どころか、議会の独善により市民に損害を与える結果にもなりかねない。 よって、別途検討項目に挙げたように、議会と市民のあるべき姿を明確にしたうえでの新たなプロモーション戦略が、定数・報酬の議論に先立つものとして必要である。 そして、十分に共通認識を持つことが出来た時点で、市民に対し、その程度の仕事を他人に依頼するときに適当な報酬はいくらか、を問うとともに、議会としても適当と思われる金額を算定して提示して議論すればよい。
備考	

議員報酬見直し案

委員名 酒井安紀子

報酬案	検討すべき段階でない
論拠	議員定数における論拠と同じ
備考	

議員定数見直し案

委員名 中村 正孝

定数案	定数案 22 名
論拠	地方分権型社会の推進や少子高齢化の進展等、今地方を巡る情勢が大きく変化しつつあります。このような状況の下、亀岡市としても将来にわたって持続可能な地域を創造していくため、各種の施策を展開している。 なぜ議員定数を削減すべきについては、亀岡市議会も会派制を取り一定の理念や政策を共有する議員が集まり議会活動を行っている。しかし自己の決定と自己責任が求められる地方分権時代の市議会においては、より明確な理念と政策実現を通して、市民に開かれた会派になっていくだろうと思います。近年は地域課題の受け皿となりうる各自治会組織が定着しており、これからは、地域はもちろんですが、市政全般に見識や課題を持つ政策本位の議員であることが求められると考えます。 1. 議員は地域代表性から市民代表へと 亀岡市では自治会組織と行政との連携については強化されてきており、年 1 回地域懇談会実施により地域課題の対応は殆どが自治会中心に取りまとめられ対応されるシステムが定着している。今後は議員自らが地域代表から市全体の奉仕者を目指し議員活動を積極的に取り組むことで定数削減は行うべきです。 2. 政策提案能力を高め、より効率的な議会を目指すために議員の責務である行政監視と評価を適正に行い、市民の意向を的確にとらえて政策提言していくためには、議員として自己研鑽に努め議会のより効率的な議会を進めることで少数精鋭を目指すべきである。 3. 定数減でも委員会構成が維持できるよう検討したい。地方自治法の一部改正で、議員の常任委員会への複数所属が可能になったことで、定数削減下の議会でも従来通り審議が出来ると考えます。また所属以外の常任委員会審議へと幅広く審議することが実現する。 4. 議員定数を削減することは、一層の行財政改革を進めることに繋がる。現に市民の間にも民間の状況を踏まえ、かなり厳しい指摘もあるかと思います。実現することで少数だからこそ精鋭が求められ、議会としての評価が向上するものである。
備考	

議員報酬見直し案

委員名 中村 正孝

報酬案	議員報酬の2割削減
論拠	地方分権時代の中、多くの地方自治体が経営難に直面している。このことはトップの考え方、あるいは地方交付税が減少していることにも起因する場合があります。いずれにしてもその負担は市民に掛かっているが、経営難に陥ることがないように努めなければならない。しかし、近年、国家財政の危機的状況や地方公共団体を取り巻く厳しい経済情勢、昨年3月11日の東日本大震災による困難な状況などを背景として、議会改革を尚一層進めるについては報酬削減は避けて通れないものと考えます。 1. 議員報酬 現在の議員報酬 : $[(44 \text{ 万} \times 24 \text{ 人}) + 49 \text{ 万} + 56 \text{ 万}] \times 14.95 \text{ 月}$ 1億7,400万円 2割削減することで、約3,500万円捻出することが可能であります。 ・ 厳しい行財政の中であり議員自ら率先すべきである。 ・ ここ数年経済・雇用を含め生活環境が大変な状況であり市民感覚を強く持つべきである。 ・ 先ずは期間限定し、この国難(地方も含め)を打開し、全体の回復感を得る事が出来ればその時点検討すればと考えます。 ・ 本市では安全・安心を政策の一丁目一番地での取組みを推進している中で、各地域の実態を考えた時、安全・安心が確保出来ていないのが現状であります。安全・安心の確保については、大きなハード事業だけでなく、日々生活の安全・安心でありその部分が来ていない。 ・ それには、財源がなく検討？ 結果先送りになっている。議員自ら削減した財源で、地域課題解決に繋げたい。 ・ 報酬削減・定数削減は市民の声だと思いますので検討すべきである。 ・ 亀岡市23年度給与所得者平均額 3,057千円 (対象者 30,247人)と収入も厳しい状況にあります。
備考	

議員定数見直し案

委員名 眞継進吾

定数案	現行どおり
論拠	定数削減が議会機能の低下を招く恐れがあること、多様な意見を反映させることができなくなる恐れがあることから、現行どおりが望ましいと考える。
備考	

議員報酬見直し案

委員名 眞継進吾

報酬案	報酬月額の引下げ：４４万円 → ３５万円（現定数維持を前提とする）
論拠	報酬問題が議員の「質」という観点で議論されることはやむを得ないと思う。 しかし、報酬を高額化することで優秀な議員を集めることができるのかと言えば、選挙が行われる以上それが必ず担保されるとは言えない。 また、議員が負う責務は重いものがあり、「責務に応じた保証をすべき」という考え方もあるが、議員自らが率先垂範すべき姿勢もあるのではないかと考える。 議員報酬と政務調査費、この２つの費用が市民のための議員活動につながっているか、を明確にすることが必要と考える。 議員定数削減は議会機能の低下を招く恐れがあること、多様な意見を反映させることができなくなる恐れがあることから望ましくないと思う。 ■ 政務調査費の引上げ 現行 月額１５，０００円 → １０５，０００円 生活保証給としての報酬を厳しく見る反面、自らの資質向上に積極的に取り組む議員には、議員の質を担保していくためにも、ある程度の費用は掛けなければならない。 政務調査費は生活保証給という意味合いではなく、議員能力向上に資する取組みに使われるべき費用であることを明確化し、その使用目的は視察（報告内容の厳格化）・研修（修了報告書の作成）・資料購入（目的と効果の報告）など、予め定められたレベルを満たすものにしか使用できないようにし、消化できない残額は毎月返納することとすることで、議員能力向上につながる費用として扱うことができるのではないかと考える。 ■ 政務調査費の個人支給の実施 現行 会派への一括支給、一括報告 この政務調査費を活かすか活かさないかも議員個人の資質に関わるところとなる。 会派による政務調査報告ではなく、議員一人一人の政務調査報告とすることで、努力しない議員には費用を掛けない、という仕組みを作るべきと考える。 ■ 試算 報酬 『（３５万×２４人）＋３８．５万＋４５．５万』×１４．９５月＝１億３８００万（現行１億７４００万） 共済 『（３５万×２４人）＋３８．５万＋４５．５万』×１２月×０．５７６＝６，４００万（現行７，９００万） 政務調査費 １０．５万×２６人×１２月＝３，２７６万（現行 ４６８万） 総額 ２億３，４７６万となり、現行（２億５，７６８万）より２，２９２万の抑制効果もでる。
備考	

議員定数見直し案

委員名 馬場 隆

定数案	現行の26名
論拠	○ 市議会議員の定数は、地方自治法第91条第1項において「市町村の議会の議員の定数は、…6.人口5万以上15万未満の市は36人」と定め、同法第91条第2項で「前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる」とした。この規定に基づき、もともと亀岡市議会が人口5万人を越えた時点から、定数は30人に減員してきた。 ○ さらに亀岡市議会では、第12期議員（1999年2月5日）から議員定数を定数2名減の28名に。第13期議員（2003年2月5日）からさらに定数2名減で、現行の26名となったところです。 ○ 私は、第14期（2007年2月5日）に、8年間の政党書記時代から市議会議員（4期目）の席を再び与えて頂き、議会運営などに携わって来たが、驚いたことは、このさらなる定数削減の理由が、「議会の活性化に資する」とされていたことです。 ○ しかしながら、この時期の議員の質問時間は、代表質問も個人質問も、定数が30人の時と比べて、逆に時間が縮小する事態となっていました。つまり、この議員定数削減は「議会改革」の名の下に、議会の役割りを決定的に弱め、当時の市長の執行体制を強力に確立することにあつた、と言わざるを得ません。 ○ さらに、合併による広大な市域を抱える本市において、これ以上の定数削減を行うことは、多数の「死に票」を産み、少数意見など市民の多様な意思を切り捨てることとなります。 ○ 亀岡市議会基本条例もこのことを念頭に置き、 （議員定数） 第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。 としています。したがって、議員定数は現員の26人におくべきです。 以上
備考	地方自治法第91条 亀岡市議会基本条例

議員報酬見直し案

委員名 馬場 隆

報酬案	当面現行額を維持し、住民意見の集約、報酬審議会での慎重審議、亀岡市の財政状況の検討などを当「議会改革特別委員会」の議題とし、結論を出す必要がある。
論拠	○ 地方自治法は、議員報酬の性格やあるべき基準について特別の規定をおいていない。 【但し、法第8章で「給与その他の給付」について、①非常勤職員には報酬を支給しなければならない。②議員以外の非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給される（ただし、条例で特別の定めをした場合は勤務日数によらないことができる）。③非常勤職員は、職務を行なうために要する費用弁償を受けることができる。④議員には、期末手当を支給することができる。⑤報酬、費用弁償、期末手当の額とその支給方法は条例で定めなければならない、との仕組みは定めている。】 ○ また、亀岡市議会基本条例に置いても「議員報酬」の規定は全く想定されていない。 ○ 亀岡市議会議員は2元代表制のもと、市民の要求に基づいて地方自治をまもり発展させていく（地方自治の本旨＝住民福祉の向上）仕事上の責務を負っており、そのためには議会開会中だけの活動にとどまらず、日常不断に市民との結びつきを強め、調査研究や政策学習にはげみ、亀岡市と市民とのコーディネイターとも言うべき活動に専念しなければならない。 ○ しかし地方議員の報酬は、一部の大都市で特権的な驚く報酬がみられる一方で、「十分な議員活動を保障しているのだろうか」を考えざるを得ない自治体があるのも事実であり、さらに本市では「費用弁償」も条例において規定されず、遠隔地議員の「交通費」も支弁されていない状況にある。 ○ したがって議員報酬を考える場合、事務局提起（反面教師として）の「議員報酬1千万円・定数10人＝エリート」のような、市民感覚からすると「お手盛り」としか言いようのない検討案ではなく、的確で妥当な議員報酬が必要と考えます。 ○ 議会運営委員会が行政視察を行った、会津若松市のような「常勤職員である、市長の勤務日数・時間に対する、非常勤職員である議員の平均勤務日数・時間の割合による報酬算出式」も一つの指標と考えます。 ○ また本市労働者の「可処分所得」から、市民生活と視線を一にした観点から「議員と家族の再生産を保障する報酬額」からの議員報酬検討が必要と考えます。 以上
備考	地方自治法第203条～207条

議員定数見直し案

委員名 吉田 千尋

定数案	具体的数値なし
論拠	市民に問うべき その際、参考として現状の活動、委員会数と委員数等を市民に提示した上で、市民アンケートを実施、その平均値もしくは中央値を重要な指標として決定する。 少なすぎる結果も予想されるが、市民自らが代表を選ぶのであるから、その弊害は市民が負えばよい。長期的に見れば、市民も理解する適正人数に収束するはず（市民のレベルに応じた形で） 議会が市民に説明する必要もなし ）但し、議員数ゼロ、というような憲法上許容されない結果が出た場合は二度とアンケートを取らなくてもよいであろう
備考	

議員報酬見直し案

委員名 吉田 千尋

報酬案	一般職公務員の給与の最高額を下回らない額
論拠	国会法に定める国会議員歳費の基準に合致させる。 市民の代表として、行政の監視、提言、また決定を行う立場の議員が、特別職なら別としても、一般職員より低い給与額では適切とは言えない。 勤務時間、日数の問題ではなく、憲法上・法律上の立場の問題
備考	

議員定数見直し案

委員名 西口純生

定数案	議員定数 26 人を 24 人に改正する
論拠	1. 議案を審査する常任委員会は現在 8 人（産業建設）と 9 人（総務文教・環境厚生）であり、現に 8 人で運営されている常任委員会あり、均衡保持のため 3 常任委員会とも 8 人にする 2. 大事なことは審議の運営であり、議員間で議論するに 26 人を 24 人になったからといって運営には今までの経過を見ても全く影響のない範囲である。 3. 今期の現状の定数から次期定数を 2 人削減して 24 人とし、その後、議会運営する議論の中で増減の議論をする担保は残す用意はある。 4. 必要とあらば、パブリックコメントで市民の声を求め参考にすることもよし。 5. 定数削減となれば、議会からの政策提言を掲げ、その減額分を財源に充当し、議会発の政策案を執行部に提言する。 6. 法定上限数は撤廃されたが、その時点では法定上限数からの減員率は 19.5%（約 2 割）減であった。せめて全国レベルの減員率（2 割減）に合せ、亀岡市では 24 人として、そこで増減の議論をすべきである。 7. 委員会制は堅持されており議会改革の中で委員会の日をずらし傍聴に配慮できる環境もあり、議員管の情報格差にも影響のない範囲である 8. 委員の審議能力は個々の政治活動の中で研鑽を深めており問題になるとは考えていない
備考	

議員報酬見直し案

委員名 西口純生

報酬案	結論は報酬審議会に委ねるのが賢明策と考える
論拠	1. 亀岡市の議員報酬については、報酬審議会で決定されている経過がある 2. 議会は報酬審議会の意志を尊重してきた経過がある 3. 報酬審議会を無視して決着することは難しいと考え、審議会への提言とするのが妥当である 4. 提言するに当たっては、委員会として提言するのか、個々の意見として提言するのか議論を深め検討し、それに必要な理由の説明責任の果たせるものでなければならないと考える。 5. たとえ委員会で提言しないとなっても個々の議員の報酬審議会への申し入れは妨げない 6. 最終的には報酬審議会の意志を尊重する
備考	

(私見) 議員報酬、議員定数についての考え。

(1)

報酬については、現下の民間給与及び公務員給与等の比較からすれば決して高くは無い。議員活動に要する政務調査費、経費は非常に小額である、よって報酬の中からやりくりをしているのが現状である。見直しをする必要はない。

(2)

議員定数の見直しについては、法定定数は 30 名以内となっているが、現 26 名で活動している。

市の人口も減数しており、加えて市民感覚は人数を減らすべき・多すぎる等々のきびしい意見が多く聞かれる。財政もきびしい状況であり公務員改革も進めている(減数も含めて)、現在 3 常任委員会が活動しているが、減数しても充実した委員会活動が出来ると考える。全国地方議会では定数 30 名を 20 名まで減らしている議会もある。

議員の数がこれ以上減ると市民の声が市政に反映されない、十分な審議が出来ない等々意見があるが、減数しても議員が努力し地域議員ではなしに、市内全域をカバー出来る議員になるよう切磋琢磨、努力しなくてはならない。よって、私は次期市議選挙は、定数 24 名～22 名に改定すべきと考えます。

議員定数見直し案

委員名 藤本 弘

定数案	24名
論拠	1 法的根拠 地方自治法においては、第91条で「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」とあり、議会の憲法とも言える亀岡市議会基本条例においても、第20条の2項に「議員定数は、別に条例で定める。」としており、現在、亀岡市議会議員定数条例において「26人とする。」となっている訳けである。 <u>このように、地方議会の議員定数も法律に依拠しない形で各自治体が条例で設定できるようになっており、地方自治体、各議会に住民が納得できるよう、自己決定すればよいのである。</u> かつては、市制制度のもと、「人口規模により、5万人未満は30名、5万人から10万人は36人、10万から20万人は5万増えるごとに3人増やし、市の上限を法律で、60名」としていた。しかし、平成15年から、この「法定定数制度」から「条例定数制度」へと改定され、例えば、「人口、5万から10万人で、上限定数30人、10万から20万人で、上限定数が34人」と、上限定数範囲内で、各自治体が、独自に、その自治体にふさわしい議員定数を条例で制定すればよいようになったのである。これ以外の法的根拠はない。 ・現在の亀岡の定数も、かつては、30名以上あったのが、<u>議会改革のもと、平成19年からは28名、平成20年からは26名と改定されたのである。</u>但し、議員定数を減らし、財源を減らすことだけが、行政改革、議会改革ではない。少数精鋭で、一人一人の議員が専門家され、市民の声を行政に反映させ、活発な議論と共に、市民の福祉向上に役立てられるようなら、そのようにすべきである。 ・例えば、1常任委員会のふさわしい人数を7～8名とするならば、3常任委員会で、<u>24名が適当である。</u>各特別委員会の構成も12名位が適切である。その方が1人1人の責任も重くなり、議論も活発化されていく。
備考	

議員報酬見直し案

委員名 藤本 弘

報酬案	月額47万6,000円、年額711万6,000円(定数24名)
論拠	1 法的根拠 <u>地方議員の報酬額に関する規定はない。</u>報酬自体も各自治体が決めて来たが、その根拠は必ずしもはっきりしない。人口規模によって同格の自治体や近隣の自治体と歩調を合わせ、住民から批判をされないよう横並びが目立った。しかし、今後、政務調査費のあり方も含め、<u>各自治体各議会が自己決定すべき課題であり、住民理解も得られるものでなければならない。</u>(少数精鋭の専任、専門化、兼職の片手間で出来るものではない。) 2 議員の待遇 <u>国会議員は、常勤扱いの特別公務員であり、報酬ではなく、歳費(給与)として、月額137万5,000円、ボーナスに当る期末手当737万円、年間約2,400万円が支給される。</u>文章交通費等、他の特典も加えると年間約4,400万円が支給されている。 一方、<u>地方議員は、非常勤の特別職公務員とされ、一般市では、平均40万円前後が、報酬として支払われている。</u>亀岡市で議員一人に対し、月額44万円、年額では657万8,000円である。(額面、可処分所得はもっと少ない) <u>政令市の京都市では、月額96万円、年額報酬約1,435万円、その半額が、一般市会議員の報酬である。</u>町村議会となれば、また、その半額となる。これでは生活ができない。だからなる人も限られて来る。(自営業者か、会社の役員か、退職した高齢の年金生活者か、主人が働いている女性か、報酬とは関係なく生活できる人でないと無理である。)また、<u>常勤の公務員でない為、4期、5期とやっても、報酬も一律で、退職金もない。</u>(常勤の公務員では、20年で約1,000万、40年勤めれば約2,000万の退職金がつく。) ・議員は、議会日数は年間80日程度であるが、議会活動だけが議員活動ではない。<u>365日が議員活動である。そう考えると、専門職とすると安い。</u> 3 <u>優秀な若い人にも希望を持って地方議会に参加できるよう、報酬改正を行うべき。</u> (例)・現在の議員報酬 [(44万×24人)+49万+56万]×14.95=1億7,400万 ・改定後(2減)(47万6千×24人)×14.95=1億7,078万(議長、副議長の手当て含まず。) 二元代表と言えども、議長の報酬(837万)ですら、副市長(1,176万) 教育長(1,037万)の年収には、全く及ばない。副市長の退職金、4年で約1,000万円、市長の退職金、1期4年で2,000万円、議員はなし
備考	

議員定数見直し案

委員名 田中 豊

定数案	現行26人若しくは増員
論拠	地方自治体は、執行機関である首長と議事機関である議会の、ともに住民の直接選挙で選ばれた二つの機関で構成されている。 首長と議会が、それぞれの独自の権限と役割を持ち、相互にチェック・アンド・バランス（抑制と均衡）の関係をたもちつつ、住民から選ばれた地方自治機関としての役割を果たすことが、地方自治制度の仕組み。 議会の基本的機能は、①地域の住民の意思を代表する機能、②自治立法権にもとづく立法機能、③執行機関に対する批判・監視機能を持っている。 こうした基本的機能をいかした議会としての活動、議会が住民の代表機関としての役割をその機能にふさわしく果たしてことが重要。 増員が望ましいが、少なくとも現状の26名は必要。
備考	

議員報酬見直し案

委員名 田中 豊

報酬案	現行
論拠	地方自治法は、議員報酬の性格やあるべき基準について特別の規定はしていない。 地方議員は、地域住民の要求にもとづいて地方自治を守り発展させていく役割をもち、議会開会中だけの活動にとどまらず、日常不断に住民との結びつきを強め、調査研究や政策学習にはげみ、自治体と住民との「かけ橋」の活動に事実上専念しなければならない。 地方議員の報酬は、「一定の役務の対価として与えられる反対給付」ということで、基準が明確ではないが、十分な議員活動が保障される額が必要。
備考	